

山添村事務統合システム導入等業務に係る
公募型プロポーザル実施要領

山添村総務課

本実施要領は、山添村事務統合システム導入にあたり、事業者を公募型プロポーザル方式（以下「本プロポーザル」という。）により、公正かつ公平な方法で最良な受注候補者を選定するための方針及び手続について、必要な事項を定めたものである。

1 業務の名称

山添村事務統合システム導入等業務

※事務統合システムとは「3 業務概要」の(1)に示すア～オまでのシステムを指す。

2 業務の目的

現在「財務会計システム」、「人事給与出退勤システム」を利用しているが、「文書管理システム」、「電子決裁システム」は導入されていないため、行政事務の改善余地は多く存在している。

今般の財政状況が厳しさを増すなか、引き続き質の高い行政サービスを提供していくためには、事務効率を改善する必要がある。電子決裁、電子文書管理によるペーパーレス化と事務の効率化を図り、将来的には働きかた改革を実現することを目的として、「事務統合システム」を導入する。

3 業務概要

(1) 業務の仕様及び範囲

導入するシステムは下記のア～オとし、仕様については「山添村事務統合システム導入等業務に係る基本仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり。

ア 財務会計システム

イ 庶務事務システム

ウ 人事給与システム

エ 文書管理システム

オ 電子決裁システム

(2) 履行期間及び契約形態

契約日から令和8年3月31日までを事前導入準備期間とし、令和8年4月1日から5年間の長期継続契約による情報サービス利用契約予定とする。

(3) システム稼働日

ア 財務会計システム（予算編成）本稼働予定日：令和7年11月1日

イ 人事給与システム本稼働予定日：令和8年1月

ウ 財務会計システム（予算編成以外）及びその他システム本稼働予定日
：令和8年4月1日

ただし、本稼働予定日は業務状況等で変更となる可能性があるため、詳細なスケジュールについては協議の上決定し、受注者は柔軟な稼働日設定が行えること。また、本稼働時においては、システムトラブル等に備え、安全確実な運用が行えるよう、十分な支援体制で臨むこと。

原則、上記稼働日で想定するが、できない場合は、代替スケジュール案を提案書に記載すること。特に、財務会計システムについては、令和8年4月には必ず稼働することができ、令和8年度予算編成に係るデータ移行等のスケジュール及び業務内容を明確にすること。

(4) 提案上限額（消費税及び地方消費税相当額を含む）は次の金額とする。

【① システム構築費用】に係る総額 75,966 千円

※上記の金額は契約時の予定価格を示すものではなく、提案内容の規模を示すためのものであることに留意すること。また、上限額を超える提案については、無効とする。

※本業務にかかる契約は、情報サービス利用料として、5年間（60か月）の長期継続契約予定とする。

4 参加資格要件

本プロポーザルに参加できる事業者は、本提案募集の内容を十分に遂行できるものであり、実施要領の配付の日から提案書提出日までの期間で次に掲げる全ての要件を満たすものとする。なお、必要に応じて本村から確認書類の提出を求めることがある。

(1) 山添村の入札参加資格を有し、当該業務の管理者を配置できる者。

- (2) 山添村暴力団排除条例（平成 23 年条例第 17 号）及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）に規定する暴力団員等でない者
- (3) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定のほか、次の事項に該当しない者
- ア 手形交換所による取引停止処分を受けてから 2 年間を経過しない者、又は受注者を決定する前 6 か月以内に手形、小切手を不渡りにした者
 - イ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がされていない者
 - ウ 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がされていない者
 - エ 会社法施行前に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 17 年法律第 87 号）第 64 条による改正前の商法（明治 32 年法律第 48 号）第 381 条第 1 項（会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 107 条の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。）の規定による会社の整理の開始を命ぜられている者
 - オ 納めるべき税金を滞納している者
- (4) 企業の情報セキュリティマネジメントシステムが、国際標準規格である「ISO/IEC27001」及びクラウドサービスの情報セキュリティ管理策が、国際規格である「ISO/IEC27017」に準拠していることを証明する ISMS 適合性評価制度の認定を受けている者
- (5) 奈良県内自治体又は本村と人口規模が同程度以上ある自治体において、「3 業務概要」に示したものと類似するシステムの構築についての納入実績がある者
- (6) 奈良県内、又は近隣において、本社、支社、又は協力会社の営業所等を有し、その保守・運用拠点から本村までに 2 時間程度にて到着できること。ただし、障害時においては、90 分以内にて一時切り分け（リモート保守）ができること。また、保守担当者を複数名派遣できる体制が構築できること。
- (7) 基幹システムの導入及び保守を実施した実績がある者。
- (8) LGWAN 機器の導入及び保守を実施した実績がある者。

5 プロポーザルの実施スケジュール

項目	日程
実施要領等の配付期間	令和7年5月19日（月）から 令和7年5月22日（木）午後5時まで
参加表明書提出期限	令和7年5月22日（木）午後5時まで
参加資格審査結果通知	令和7年5月29日（木）までに発送
質問書の提出期限	令和7年5月29日（木）午後5時まで
質問書に対する回答	随時村ホームページで公表（令和7年6月6日まで）
辞退届の提出期限	令和7年6月6日（金）午後5時まで
企画提案書等の提出期限	令和7年6月13日（金）午後5時まで
一次審査結果の通知	令和7年6月23日（月）までに通知
二次審査 （プレゼンテーション）	令和7年6月27日（金）
二次審査結果の通知	決定後速やかに通知

※日程については、応募状況、選定経過等により変更となることがある。

6 実施要領等の配付

- (1) 配付期間 令和7年5月19日（月）から令和7年5月22日（木）午後5時まで
- (2) 配付場所 山添村公式ホームページに掲示

7 参加表明書の提出方法

(1) 提出物

- ア 参加表明書（様式1）※代表者印を押印したもの
- イ 会社概要（パンフレット可）
- ウ 導入実績調書（様式2）

(2) 提出先 後述の問合せ先

(3) 提出方法 (1)ア～ウのPDFデータを電子メールで提出

メールを送信後、電話にて受信確認を取ること。

パンフレットの場合で、PDFデータがない場合は郵送もしくは持参も可とする。

(4) 提出期限 令和7年5月22日（木）午後5時

(5) 参加資格審査結果の通知

令和 7 年 5 月 29 日（木）までに参加表明者宛てに審査結果を電子メール等により通知する。

(6) 辞退届の提出

参加表明書の提出後、都合により辞退を申し出る場合は、辞退届を電子メールにより提出すること。

ア 提出期限 令和 7 年 6 月 6 日（金）午後 5 時まで

イ 様式 任意

ウ 提出先 後述の問合せ先

8 質問書の提出及び回答

本プロポーザルに関する質問については、次のとおり質問書（様式 3）を提出すること。

なお、質問に対する回答は、本プロポーザルの参加資格を有する者がした質問にのみ回答する。

(1) 提出先 後述の問合せ先

(2) 提出期間 令和 7 年 5 月 19 日（月）から令和 7 年 5 月 29 日（木）午後 5 時まで

(3) 提出方法 質問書（様式 3）に記入のうえ、電子メールで提出すること。

(4) 質問書に対する回答は、随時山添村公式ホームページにて公表する。（令和 7 年 6 月 6 日（金）まで）

(5) その他

ア 提出期間後の質問及び質問書の様式によらない質問は受け付けない。

イ 審査事項に該当する質問や他の事業者若しくはその提案内容に関する質問等、審査に支障をきたす恐れのある質問については一切応じない。

ウ 質問書に対する回答は、本要領及び仕様書等の追加又は修正とみなす。

9 企画提案書等の提出

参加表明書を提出し参加資格を有する事業者は、企画提案書等を次のとおり提出すること。

(1) 提出物

ア 企画提案書

イ 機能要件一覧表（別紙 1）

ウ 見積書

なお、ファイル形式は Microsoft Word、Excel、PowerPoint、PDF（機能要件一覧については Excel 形式）のいずれかとする。

※記載内容は、仕様書等を理解した上で「山添村事務統合システム導入等業務に係る企画提案書等作成要領」に基づいて記載すること。

エ 認証資格の写し ※本件の業務に関連する認証資格

(2) 提出期限 令和 7 年 6 月 13 日（金）午後 5 時まで

(3) 提出先 後述の問合せ先

(4) 提出方法 上記(1)ア～エのデータを電子メールで提出

メールを送信後、電話にて受信確認を取ること。

10 プレゼンテーションの実施

二次審査としてプレゼンテーションを実施する。

(1) 日程 プレゼンテーション：令和 7 年 6 月 27 日（金）予定

※内容は、「山添村事務統合システム導入等業務に係るプレゼンテーション実施要領」に基づいて実施すること。

11 審査、評価及び選定

審査及び評価は、本村に設置する「山添村事務統合システム導入等業務に関する提案事業者審査委員会」（以下、「審査会」という。）において、一次審査及び二次審査により行う。

(1) 一次審査

一次審査は書類審査とし、期日までに提出された企画提案書、機能要件一覧表、見積書等を評価し、評価点の高い上位 3 者程度を二次審査対象事業者として選定する。

(2) 二次審査

二次審査は、提出した企画提案書の内容についてのプレゼンテーションに基づき評価する。

(3) 受注候補者の選定

一次審査及び二次審査の評価結果に基づき、本業務を最も的確に遂行できると判断

される事業者を受注候補者として選定する。

Ⅰ 2 契約に関する特記事項

(1) 企画提案書等の取扱い

企画提案書等に記載された事項は、仕様書及び機能要件一覧表と併せて契約時の仕様として取り扱う。また、仕様書及び機能要件一覧表に規定された要件に係る追加提案等については、受注後に追加費用を伴わず実施する意思があるものと解する。

ただし、事業の目的達成のために修正すべき事項があると本村が判断した場合は、事業者との協議を経て、項目の追加、変更若しくは削除又は見積金額等の変更を行うことがある。

(2) 契約締結交渉

受注候補者に選定された事業者と本村は、契約締結交渉を行う。なお、この交渉に参加した事業者が辞退した場合は、次点候補者と交渉を行う。

なお、本村は、交渉が成立した事業者を受注者とする。

(3) その他

契約についての詳細な手続は、法令及び本村の規則等の定めるところにより、別途指示する。

Ⅰ 3 失格条項等

本プロポーザルの参加者が次の事項のいずれかに該当した場合には、審査会において審査の上、当該参加者の提案を失格とする。

(1) 企画提案書等の提出書類の提出方法、提出先、提出期限に適合しない場合

(2) 企画提案書等の提出書類に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合

(3) 企画提案書等の提出書類に重大な虚偽の内容が記載されている場合

(4) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当した場合

(5) 本要領に定められた以外の手法により、本村職員に評価項目等、内部情報提供の援助を求めたとき

(6) 提案書等の提出期限以降において、山添村競争入札参加資格者指名停止の措置を受けた場合

- (7) 本要領に違反又は逸脱した場合
- (8) 二次審査に正当な理由なしに参加しなかった場合

Ⅰ 4 その他

- (1) 事業者は、一つの提案のみを行うこと。
- (2) 提出された書類は、返却しない。
- (3) 審査経過や結果へのいかなる問い合わせ、異議申立てを行うことはできない。
- (4) 本業務の提案に要する一切の経費は、事業者の負担とする。
- (5) 本村から、必要に応じて当該業務の遂行に関する書類の提出を求められた場合は、事業者は速やかに応じること。
- (6) スケジュールに変更がある場合には、その都度、提案事業者へ通知する。
- (7) 次のいずれか該当する提案は、無効とする。
 - ア 本実施要領に示した参加資格要件に適合しない事業者が行った提案
 - イ 提出書類等に虚偽の記載がある提案
 - ウ その他本実施要領で示した内容に適合しない提案
- (8) 提案事業者がⅠ事業者の場合は、規定の審査を経た上で審査会の協議により受注候補者とするか決定する。
- (9) 提出された企画提案書等について、山添村情報公開条例(平成16年条例第4号)に基づく公開請求があった場合は、原則として公開の対象文書となるが、その者の権利、競争上の地位、その他利益を害すると認められる情報は、非公開となる場合がある。公開に支障がある場合は、あらかじめ申し出ること。

Ⅰ 5 問い合わせ先

〒630-2344 奈良県山辺郡山添村大字大西Ⅰ5Ⅰ番地

山添村総務課 担当 今谷都世志

電話：0743-85-0041

E-mail：soumuka@vill.yamazoe.nara.jp

山添村公式ホームページ URL：

<https://www.vill.yamazoe.nara.jp/life/>

【別紙及び様式】

別紙 Ⅰ 「機能要件一覧表」

様式 Ⅰ 「参加表明書」

様式 Ⅱ 「導入実績調書」

様式 Ⅲ 「質問書」

様式 Ⅳ-Ⅰ 「見積書」

様式 Ⅳ-Ⅱ 「システム構築費用見積明細書」

様式 Ⅳ-Ⅲ 「システム運用保守費用見積明細書」